

## ARIBの活動紹介

### デジタル放送技術国際普及部会

デジタル放送技術国際普及部会（以下「DiBEG」という。委員長：（株）東芝高橋泰雄氏）は、日本の地上デジタル放送方式（以下「ISDB-T方式」という）の海外普及を目的として、平成14年3月5日に普及委員会傘下の部会として発足しました。

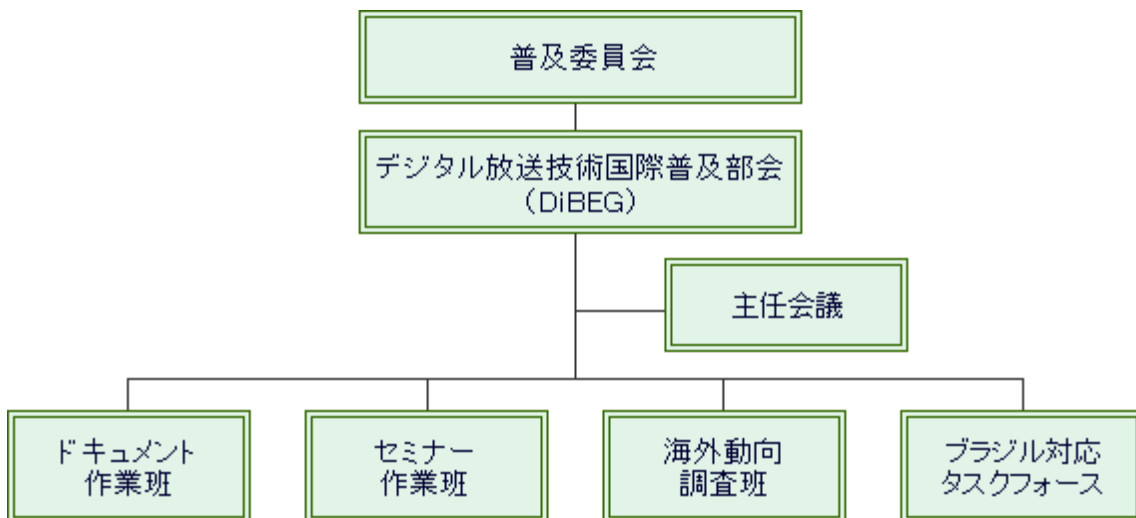
これまでDiBEGは、ブラジルに対するISDB-T方式採用の働きかけを中心に活動し、種々のセミナー活動や各団体との意見交換を通じて、SET (Brazilian Society of Television Engineers) を始めISDB-T方式を支持するブラジルのデジタル放送開発者と密接な関係を築いてきました。

これらの活動が実り、2006年6月29日、ブラジル政府は、ISDB-T方式をベースとしてブラジルのイノベーションを取り入れる地上デジタルテレビ方式を導入することを決定しました。

今後は、導入決定に当たって日ブラジル両国が締結した合意文書に基づいて設置される『共同作業部会』を中心として、ブラジルにおける実用放送開始に向けた両国間の協力が展開されることとなっております。

DiBEGは、新たにブラジル対応タスクフォースを立ち上げ、これまで培ってきたブラジル技術関係者との人脈を活用した活動を展開することとしています。

#### デジタル放送技術国際普及部会の組織構成



★ブラジル対応タスクフォースでは、ブラジルでのビジネスを検討されているARIB会員企業の皆様のご参加をお待ちしています。

お問い合わせは下記DiBEG事務局宛お願いします。

DiBEG事務局  
社団法人電波産業会 企画国際部 富永 貞博  
Phone：03-5510-8592 FAX：03-3592-1103  
E-mail：[tominaga@arib.or.jp](mailto:tominaga@arib.or.jp)

電気通信・放送  
行政の動き

特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する告示案に係る  
意見募集の結果  
体内植込型医療用データ伝送システム、  
950MHz帯電子タグシステム等の試験方法の追加  
(8月22日付総務省報道発表から)

総務省は、平成16年総務省告示第88号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を改正する告示案について、平成18年（2006年）4月10日（月）から同年5月22日（月）まで意見を募集しました。

その結果、御意見の提出はありませんでしたので、原案どおりとし、平成18年8月23日、平成18年総務省告示第471号（特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件）を告示しました。

## 1 改正の背景等

無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号。以下「証明規則」といいます。）等が改正され、証明規則第2条第1項に掲げる特定無線設備が追加等されたことから、当該特定無線設備の試験方法を追加等する必要があるため、証明規則別表第一号一(3)の規定に基づき、平成16年総務省告示第88号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を改正することとしました。

## 2 改正の概要

(1) 次の無線設備の試験方法を追加しました。

ア 構内無線局

【証明規則第2条第1項第6号関係】

イ 移動体識別用特定小電力無線局

【証明規則第2条第1項第8号関係】

ウ 体内植込型医療用データ伝送用特定小電力無線局

【証明規則第2条第1項第8号関係】

エ W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局

【証明規則第2条第1項第11号の3関係】

オ W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等

【証明規則第2条第1項第11号の5関係】

カ CDMA 2000 方式携帯無線通信用基地局等

【証明規則第2条第1項第11号の6関係】

キ W-CDMA (HSDPA) 方式携帯無線通信用陸上移動局

【証明規則第2条第1項第11号の7関係】

ク CDMA 2000 (1x EV-DO) 方式携帯無線通信用陸上移動局

【証明規則第2条第1項第11号の8関係】

ケ W-CDMA (HSDPA) 方式携帯無線通信用基地局等

【証明規則第2条第1項第11号の9関係】

コ CDMA 2000 (1x EV-DO) 方式携帯無線通信用基地局等

【証明規則第2条第1項第11号の10関係】

## (2) その他規定の整備

なお、詳細は、([http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060822\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060822_1.html))を参照して下さい。

特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する告示案に係る  
意見募集の結果  
TD-CDMA及びESVの試験方法の追加  
(8月22日付総務省報道発表から)

総務省は、平成16年総務省告示第88号(特性試験の試験方法を定める件)の一部を改正する告示案について、平成18年(2006年)5月25日(木)から同年6月26日(月)まで意見を募集しました。

その結果、2者から御意見の提出がありましたので、御意見を踏まえて原案の一部修正を行った上で、平成18年8月23日、平成18年総務省告示第471号(特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件)を告示しました。

### 1 改正の背景等

無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年郵政省令第37号。以下「証明規則」といいます。)等が改正され、証明規則第2条第1項に掲げる特定無線設備が追加等されたことから、当該特定無線設備の試験方法を追加等する必要があるため、証明規則別表第一号一(3)の規定に基づき、平成16年総務省告示第88号(特性試験の試験方法を定める件)の一部を改正することとしました。

### 2 改正の概要

(1) 次の無線設備の試験方法を追加しました。

ア TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局の無線設備

【証明規則第2条第1項第11号の11関係】

イ T D - C D M A方式携帯無線通信用基地局等の無線設備

【証明規則第2条第1項第11号の13関係】

ウ 船上地球局 ( E S V ) の無線設備

【証明規則第2条第1項第30号の2関係】

(2) その他規定の整備

なお、詳細は、([http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060822\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060822_2.html))を参照して下さい。

編集後記

---

中学3年になる娘がワンセグ携帯がほしいと言い出しました。外出先で見たいのではなく、要するに家の中で2つの番組を同時に見たいらしいのです。

とんでもないわがままで思いましたが、家族みんなも、どこでも手軽に見ることができるワンセグに興味を持ったようで、検討することにしました。

我が家は、八王子郊外の山の中腹にあり、地域の家庭のアンテナはほとんど八王子中継所に向いています。東京タワーとはまったく逆方向に向いているのです。

八王子中継所では、地デジ再送信の日程計画はまだないようです。結局東京タワーからの電波はあてになりそうもないので今回はあきらめることにしました。

2年後に出力の大きい多摩中継所が再送信すると聞いていますので、それまで様子を見ることにします。

[ページの先頭に戻る](#) ▲